

第15回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年2月27日（月曜日）

午後2時（受付開始：午後1時30分）

開催場所

東京都品川区北品川五丁目5番15号
大崎ブライトコア
3階「大崎ブライトコアホール」

※会場へは末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

※株主総会ご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。

あらかじめご了承ください。

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場をお控えいただき、可能な限り書面（郵送）により議決権行使権限を行使くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送） 議決権行使期限

2023年2月24日（金曜日）午後5時30分到着分まで

証券コード：4394



決議事項

第1号議案

- ▶ 剰余金の処分の件

第2号議案

- ▶ 定款一部変更の件

第3号議案

- ▶ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件

第4号議案

- ▶ 監査等委員である取締役2名選任の件

株式会社エクスマーション

■ 株主の皆様へ ■

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を2023年2月27日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2023年2月

「ソフトウェアファースト実現の技術参謀」

2023年の年明け早々に米ラスベガスで開催されたテクノロジー見本市「CES2023」では、車内エンターテインメントを充実させた電気自動車（EV）の発表が相次ぎ多くの話題をさらいました。そして、このようにクルマを娯楽の空間に変えるものこそが、これからの自動車開発の一番の競争軸になる「ソフトウェア」であり、これらを総称する「ソフトウェアファースト」という言葉も、この一年で一気に認知度が上がりました。



われわれも昨年度はこの「ソフトウェアファースト」を実現するための新しい技術的支援を数多く手掛けてまいりました。そしてその中で感じたのが「技術参謀」という役割の重要性と、僭越ながら、日本の大きな競争力である製造業を「ソフトウェア」の観点から支えていくという自負心でした。

これまでの当社の事業形態はコンサルティングを中心とした現場での実践支援が中心であり、コンサルタントの数による制約から、頂いたオファーにお応えできないというジレンマを抱えてきましたが、コロナ禍に立ち上げた「Eureka Box」というコンテンツ提供型の新しいサービスを組み合わせることで、効率的により多くのお客様を支援できるようになってきました。

製造業DX実現に不可欠なソフトウェア開発人材を増やすためのリスキリングも含め、われわれの事業に対する需要はより一層強くなっていると日々実感しています。

引き続き、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 渡辺 博之

証券コード 4394
2023年2月3日

株 主 各 位

東京都品川区大崎二丁目11番1号
株式会社エクスマーション
代表取締役社長 渡辺 博之

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権行使することができますので、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。また、感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。書面によって議決権行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年2月24日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年2月27日（月曜日）午後2時（受付開始：午後1時30分）

2. 場 所 東京都品川区北品川五丁目5番15号

大崎ブライトコア3階 「大崎ブライトコアホール」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的 事 項

報告事項 第15期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立って当社ウェブサイトに掲載いたしました。

当社ウェブサイト (<https://www.corporate.exmotion.co.jp/>)

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、会場、開始時刻の変更等、各種対応を更新する場合がございます。当社ウェブサイト (<https://www.corporate.exmotion.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。
- ・ご来場を検討されている株主様は、当日までの健康状態を十分ご確認のうえ、マスク着用やアルコール消毒液の利用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温させていただく予定です。発熱が認められた方や、体調不良と見受けられる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円
総額50,383,665円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年2月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようとするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>1. 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>第15条(電子提供措置等)</u></p> <p>1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所　有　す　る 当社の株式数
1	なが　　お　　あきら 長 尾 章 (1955年2月23日生)	<p>1983年3月 株式会社トータルシステムコンサルタント設立 取締役</p> <p>1997年4月 同社常務取締役</p> <p>1998年1月 合併により株式会社ソルクシーズ専務取締役</p> <p>2000年1月 同社常務取締役事業本部長</p> <p>2000年3月 同社専務取締役事業本部長</p> <p>2004年1月 同社代表取締役専務</p> <p>株式会社エフ・エフ・ソル代表取締役会長（現任）</p> <p>2005年3月 株式会社ソルクシーズ代表取締役副社長</p> <p>2006年3月 同社代表取締役社長（現任）</p> <p>2008年9月 当社代表取締役社長</p> <p>2009年12月 株式会社コアネクスト代表取締役会長（現任）</p> <p>2010年12月 株式会社イー・アイ・ソル代表取締役会長（現任）</p> <p>2013年12月 当社代表取締役会長</p> <p>2014年1月 株式会社インフィニットコンサルティング取締役会長（現任）</p> <p>2015年1月 株式会社ノイマン代表取締役会長（現任）</p> <p>2017年12月 株式会社アスウェア取締役（現任）</p> <p>2018年2月 当社取締役会長（現任）</p> <p>2019年5月 株式会社Fleekdrive代表取締役会長（現任）</p> <p>2020年4月 株式会社アリアドネ・インターナショナル・コンサルティング取締役（現任）</p> <p>2022年7月 株式会社eek代表取締役会長（現任）</p>	—
【取締役候補者とした理由】			
長尾章氏は、当社の親会社である株式会社ソルクシーズ及びそのグループ各社の経営において重要な役割を果たし、当社の企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2	渡辺 博之 (1962年12月11日生)	1996年6月 株式会社オージス総研入社 2008年9月 当社専務取締役 2013年12月 当社取締役社長 2017年2月 当社代表取締役社長（現任） 2019年3月 株式会社ソルクシーズ取締役（現任）	136,000株
【取締役候補者とした理由】			
渡辺博之氏は、2008年9月の当社設立以来、取締役として、ソフトウェアエンジニアリングにおける豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	芳村 美紀 (1967年6月18日生)	1991年4月 株式会社リコー入社 2008年9月 当社常務取締役（現任） 2017年2月 当社管理本部管掌兼研究・開発本部管掌（現任）	120,000株
【取締役候補者とした理由】			
芳村美紀氏は、2008年9月の当社設立以来、取締役として、ソフトウェアエンジニアリングにおける豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	井山 幸次 (1967年12月21日生)	2004年4月 株式会社オージス総研入社 2009年1月 当社入社 2009年6月 当社コンサルティング本部長 2015年12月 当社取締役コンサルティング本部長（現任）	58,000株
【取締役候補者とした理由】			
井山幸次氏は、2009年1月の当社入社以来、ソフトウェアエンジニアリングにおける豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の主要事業のコンサルティング事業を牽引し、企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する当社の株式数
5	鷺崎 弘宣 (1976年11月19日生)	<p>2002年4月 早稲田大学助手</p> <p>2004年4月 国立情報学研究所助手</p> <p>2008年4月 早稲田大学理工学術院基幹理工学部情報理工学科准教授</p> <p>国立情報学研究所客員准教授</p> <p>2010年10月 早稲田大学グローバルソフトウェアエンジニアリング研究所所長（現任）</p> <p>2015年10月 Ecole Polytechnique de Montreal Visiting</p> <p>2015年12月 株式会社システム情報社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2016年4月 早稲田大学理工学術院基幹理工学部情報理工学科教授（現任）</p> <p>国立情報学研究所客員教授（現任）</p> <p>2018年2月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2021年1月 IEEE Computer Society Vice President（現任）</p>	—

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

鷺崎弘宣氏は、当社において2018年2月より社外取締役を務めております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、ソフトウェアエンジニアリング分野の専門家であり、同分野での卓越した知見と豊富な経験を有しております、専門的・客観的な見地から有益な助言をいただきております。引き続き、その知見及び経験を活かし、助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 芳村美紀氏の戸籍上の氏名は、木村美紀であります。
3. 鷺崎弘宣氏は、社外取締役候補者であります。
4. 鷺崎弘宣氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 長尾章氏は、現在、当社の親会社であります株式会社ソルクシーズの業務執行者であります。同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
6. 渡辺博之氏は、当社の親会社であります株式会社ソルクシーズの取締役であり、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。
7. 当社は、鷺崎弘宣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員の状況（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されると、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役水谷幸二氏及び中村渡氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する当社の株式数
1	みず たに こう じ 水 谷 幸 二 (1973年7月17日生)	<p>1996年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2000年6月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現 ソフトバンク株式会社）入社</p> <p>2000年10月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現 SBIホールディングス株式会社）転籍</p> <p>2018年8月 佃パートナーズ株式会社設立 代表取締役（現任）</p> <p>2018年9月 三田アドバイザリー株式会社取締役（現任）</p> <p>2019年2月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2019年3月 株式会社トップ教育センター代表取締役会長（現任）</p> <p>2022年12月 株式会社OKAN社外監査役（現任）</p>	—
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
水谷幸二氏は、当社において、2019年2月より監査等委員である社外取締役を務めております。同氏は、金融機関等での豊富な実務経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般の監督及び監査、有益な助言をいただきしております。引き続き、その知見及び知識を活かし、助言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する当社の株式数
2	なかむら　わたる 中村　渡 (1966年4月25日生)	<p>1991年9月 アーサーアンダーセン会計事務所（現 有限責任あずさ監査法人）入所</p> <p>1995年1月 株式会社マイツ（池田公認会計士事務所）入所</p> <p>1996年4月 日本合同ファイナンス株式会社（現 ジャフコグループ株式会社）入社 ジャフコ公開コンサルティング株式会社（現 ジャフココンサルティング株式会社）出向</p> <p>2000年1月 中村公認会計士事務所開設 所長（現任）</p> <p>2002年1月 中村渡税理士事務所開設 所長（現任）</p> <p>2004年6月 株式会社Eストアー監査役</p> <p>2009年6月 J-STAR株式会社監査役（現任）</p> <p>2016年6月 株式会社百戦錬磨監査役（現任）</p> <p>株式会社Eストアー社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2017年2月 株式会社REAH Technologies監査役（現任）</p>	-

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
 中村渡氏は、当社において、2017年2月より監査等委員である社外取締役を務めております。同氏は、公認会計士及び税理士として財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般の監督及び監査、有益な助言をいただいております。引き続き、その知見及び知識を活かし、助言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 水谷幸二氏及び中村渡氏は、社外取締役候補者であります。
3. 水谷幸二氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 中村渡氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、水谷幸二氏及び中村渡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員の状況 (4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されると、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(提供書面)

事 業 報 告(2021年12月1日から)
(2022年11月30日まで)**1. 会社の現況****(1) 当事業年度の事業の状況****① 事業の経過及び成果**

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、経済社会活動の正常化が進み、緩やかな景気の持ち直しの動きが見られました。先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、世界的な金融引締めが続く中で、金融資本市場の変動や中国における感染動向、物価上昇、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要があります。

当社の事業領域である組込みソフトウェア開発のコンサルティング業界におきましては、引き続き、製造業におけるソフトウェアの重要性が高く、高付加価値の支援が必要とされています。特に自動車業界における電動化や自動運転をはじめとするCASE領域では、ソフトウェアの大規模・複雑化が進んでおり、また、製造業のDX化もあり、人材の確保とリスクリミングが急務と考えております。

このような環境の下、コンサルティング事業は、CASEやソフトウェア・ファーストの領域で受注を伸ばし、堅調に推移しました。また、サービス開始から2年目となる「Eureka Box」（ユーリカボックス）は、デジタルマーケティングの社内体制が整い、本格的な販売促進フェーズに移行し、販売パートナーと提携し、販路拡大の推進を図ってまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高1,048,089千円（前期比9.4%増）、営業利益184,770千円（同28.4%増）、経常利益186,364千円（同28.0%増）、当期純利益134,523千円（同34.2%増）と増収増益となり、売上高及び各段階利益は前事業年度を上回り、売上高は過去最高となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は15,108千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 有形固定資産	本社	5,404千円
	コンサルティング事業	2,038千円
ロ. 無形固定資産	本社	4,530千円
	コンサルティング事業	3,135千円

③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第12期 (2019年11月期)	第13期 (2020年11月期)	第14期 (2021年11月期)	第15期 (当事業年度) (2022年11月期)
売上高(千円)	976,249	877,186	957,925	1,048,089
経常利益(千円)	190,012	100,114	145,633	186,364
当期純利益(千円)	140,208	68,089	100,207	134,523
1株当たり当期純利益(円)	52.42	24.10	34.26	45.56
総資産(千円)	1,513,864	1,511,793	1,605,846	1,711,858
純資産(千円)	1,391,271	1,433,926	1,496,459	1,589,249
1株当たり純資産(円)	497.16	493.04	507.68	536.17

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業の内容
株式会社ソルクシーズ	1,494,500千円	54.0%	ソフトウェア開発事業

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 優秀な人材の確保

ホームページのリニューアル、展示会への出展等により当社の知名度向上を図り、新卒、中途にかかわらず、積極的に人員確保を行っていきます。人員不足による機会損失を防止するため、専任者を設置して採用を強化し、継続して、採用活動を行い、即戦力となる人材の確保に努めております。また、新卒の採用及び教育による人員確保も並行して行ってまいります。

② 収益基盤の拡充

当社は、自動車分野以外の新規分野における収益基盤の強化が課題の一つであると考えております。当社は、自動車分野で培ったソリューションを展開できる新規分野（医療、建設機械等）への参入等に注力しながら事業を展開してまいります。医療機器分野や建設機械等、自動車業界以外への対応も、規模は小さいものの、展開を図っております。

また、コンサルタントの人員数の制約を受けないストックビジネスとして、オンラインによる学習プラットフォーム「Eureka Box」（ユーリカボックス）の拡販に注力してまいります。

③ コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンス機能と内部管理体制の強化は必須であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査等委員会の設置や内部監査及び内部統制システムの整備によりその強化を図っているところです。

また、内部管理体制については管理部門の増員を実施しておりますが、一層の体制強化が必要であると認識しております。

(5) 主要な事業内容（2022年11月30日現在）

当社は、モデリング技術^{注1}を中心としたソフトウェアの設計技術や、コード品質を改善するリファクタリング^{注2}、さらには複数の製品を効率的に開発するための部品開発や派生開発など、ソフトウェア開発に有効な多くの技術について豊富な経験と技術を有するコンサルタントを擁し、自動車業界を中心に提案から課題解決までをワンストップで提供することで、顧客を支援するコンサルティング会社です。

当社が提供する主なサービス内容は以下のとおりであります。

- ① コンサルティング
自動車やロボット、デジタル機器等の製品に組込まれる「組込みソフトウェア」の品質改善に特化したコンサルティングの提供
- ② 教育・人材育成
コンサルティングで当社が活用するエンジニアリング手法を人材育成用のトレーニングサービスと、オンラインによる学習プラットフォーム「Eureka Box」（ユーリカボックス）として提供
- ③ ツール提供
コンサルティングで実績のあるソリューションをツールとして提供

注1. モデリング技術とは、多様化するユーザーニーズに対応するために問題の仕組みや検討過程を可視化し、組織のナレッジとしての共有や他者に伝えやすい形式で資産化すること。

2. リファクタリングとは、プログラムの外部から見た動作を変えずにソースコードの内部構造を整理すること。

(6) **主要な事業所** (2022年11月30日現在)

本社	東京都品川区大崎二丁目11番1号
----	------------------

(7) **使用人の状況** (2022年11月30日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
69名	4名増	41.8歳	5.5年

(注) 使用人数は就業人員であり、正社員及び契約社員の総数を記載しております。臨時雇用者は該当ありません。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年11月30日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年11月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,963,800株（自己株式55株を含む）

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は16,500株増加しております。

(3) 株主数 1,779名（前期末比67名増）

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ソルクシーズ	1,600,000株	53.98%
渡辺博之	136,000	4.59
芳村美紀	120,000	4.05
井山幸次	58,000	1.96
船山益宏	36,200	1.22
服部勢	28,100	0.95
株式会社SBI証券	24,900	0.84
斎藤賢一	20,000	0.67
三輪有史	20,000	0.67
上田八木短資株式会社	16,700	0.56

(注) 1. 持株比率は自己株式（55株）を控除して計算しております。

2. 芳村美紀氏の戸籍上の氏名は、木村美紀であります。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第3回新株予約権
発行決議日			2016年11月24日
新株予約権の数			180個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり (1株当たり) 15,000円 150円)
権利行使期間			2020年3月1日から 2023年11月29日まで
行使の条件			(注)
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 60個 6,000株 1名
		社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一個 一株 一名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一個 一株 一名

- (注) 1. 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権行使できることとする。
2. 新株予約権者は、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における2017年11月期から2019年11月期の営業利益の合計額が350百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

3. 上記2に関わらず、本新株予約権の割当日から1年6ヶ月を経過する日までの期間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (1) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
 - (2) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (3) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となつたとき。
 - (4) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき。
4. 受益者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査等委員である取締役または従業員、当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
5. 上記4の規定にかかわらず、信託期間満了日以降、新株予約権の交付を受けた新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいづれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
6. 上記5に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
7. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
8. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2022年11月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	長 尾 章	株式会社ソルクシーズ 代表取締役社長 株式会社エフ・エフ・ソル 代表取締役会長 株式会社イー・アイ・ソル 代表取締役会長 株式会社インフィニットコンサルティング 取締役会長 株式会社ノイマン 代表取締役会長 株式会社コアネクスト 代表取締役会長 株式会社アスウェア 取締役 株式会社Fleekdrive 代表取締役会長 株式会社アリアドネ・インターナショナル・コンサルティング 取締役 株式会社eek 代表取締役会長
代 表 取 締 役 社 長	渡 辺 博 之	株式会社ソルクシーズ 取締役
常 務 取 締 役	芳 村 美 紀	管理本部管掌兼研究・開発本部管掌
取 締 役	井 山 幸 次	コンサルティング本部長
取 締 役	鷲 崎 弘 宜	早稲田大学グローバルソフトウェアエンジニアリング研究所 所長 株式会社システム情報 社外取締役（監査等委員） 早稲田大学理工学系基幹理工学部情報理工学科 教授 国立情報学研究所 客員教授 IEEE Computer Society Vice President
取締役（監査等委員）	水 谷 幸 二	佃パートナーズ株式会社 代表取締役 三田アドバイザリー株式会社 取締役 株式会社トップ教育センター 代表取締役会長 株式会社OKAN 監査役
取締役（監査等委員）	甲 斐 素 子	株式会社ソルクシーズ 取締役 株式会社エフ・エフ・ソル 監査役 株式会社イー・アイ・ソル 監査役 株式会社コアネクスト 監査役 株式会社Fleekdrive 監査役 株式会社アリアドネ・インターナショナル・コンサルティング 監査役
取締役（監査等委員）	中 村 渡	中村公認会計士事務所 所長 中村渡税理士事務所 所長 J-STAR株式会社 監査役 株式会社百戦錬磨 監査役 株式会社E ストアー 社外取締役（監査等委員） 株式会社REAH Technologies 監査役

(注) 1. 芳村美紀氏の戸籍上の氏名は、木村美紀であります。

2. 取締役鷲崎弘宜氏並びに取締役（監査等委員）水谷幸二氏及び中村渡氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）甲斐素子氏は、当社親会社の株式会社ソルクシーズの経理部長として財務・経理業務に携わってきた豊富な経験を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）中村渡氏は、公認会計士、税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、常勤の監査等委員の選定は行っておりませんが、取締役（監査等委員）水谷幸二氏は、重要な社内会議への出席等による日常的な情報収集及び情報の共有を行っております。また、内部監査担当者と監査等委員会が連携して監査活動を行い、監査の実効性を確保しております。
6. 当社は、取締役鷲崎弘宜氏並びに取締役（監査等委員）水谷幸二氏及び中村渡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為などの場合には填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問

し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役のうち業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う取締役会長および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を変動報酬（金銭報酬）として翌事業年度の基本報酬と合わせて支給する。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、監査等委員会において検討を行う。取締役会（e の委任を受けた代表取締役社長）は監査等委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的な内容の決

定について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	49,682 (1,200)	49,682 (1,200)	— (—)	— (—)	4 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3,000 (3,000)	3,000 (3,000)	— (—)	— (—)	2 (2)
合計 (うち社外役員)	52,682 (4,200)	52,682 (4,200)	— (—)	— (—)	6 (3)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の支給人員は、無報酬の取締役(監査等委員を除く。)1名を除いております。
2. 取締役(監査等委員)の支給人員は、無報酬の取締役(監査等委員)1名を除いております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2017年2月22日開催の第9回定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いたしております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は4名(うち社外取締役は0名)です。
5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年2月22日開催の第9回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いたしております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち社外取締役は2名)です。
6. 取締役会は、代表取締役社長渡辺博之に対し各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に監査等委員会がその妥当性等について確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役鷺崎弘宣氏は、早稲田大学グローバルソフトウェアエンジニアリング研究所の所長、株式会社システム情報の社外取締役（監査等委員）、早稲田大学理工学術院基幹理工学部情報理工学科の教授、国立情報学研究所の客員教授及びIEEE Computer Society Vice Presidentであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）水谷幸二氏は、佃パートナーズ株式会社の代表取締役、三田アドバイザリー株式会社の取締役、株式会社トップ教育センターの代表取締役会長、株式会社OKANの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）中村渡氏は、中村公認会計士事務所の所長、中村渡税理士事務所の所長、J-STAR株式会社の監査役、株式会社百戦錬磨の監査役、株式会社Eストアーの社外取締役（監査等委員）及び株式会社REAH Technologiesの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 鷺 崎 弘 宣		当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。ソフトウェアエンジニアリング分野の専門家であり、同分野での卓越した知見と豊富な経験を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役(監査等委員) 水 谷 幸 二		当事業年度に開催された取締役会21回及び監査等委員会21回の全てに出席いたしました。金融機関等での豊富な知識や経験を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行っております。
取締役(監査等委員) 中 村 渡		当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、監査等委員会21回のうち19回に出席いたしました。公認会計士、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 駿河セイコウ監査法人A&Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,855千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,855

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令・定款及び社会規範を遵守するためのコンプライアンス基本方針を制定し、全社に周知・徹底する。
- ② コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、経営会議において、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- ③ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ④ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- ⑤ 当社は、健全な会社運営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

(当該体制の運用状況)

当社は、全社員が参加する全体会議等においてコンプライアンス教育を実施しております。
また、内部通報窓口を設置し、法令や企業倫理に反する行為の未然防止に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保全及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- ② 取締役（監査等委員を含む。）は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

(当該体制の運用状況)

法令及び文書管理規程などの社内規程に基づき必要な文書等を保存・管理し、文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する事項を経営会議規程で制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理できる体制を構築する。
- ② 経営会議において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ③ 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

(当該体制の運用状況)

当社は、経営会議において、具体的な損失の危険の可能性及びそのリスクコントロールの方法、体制に関して審議し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する制度を構築してお

ります。当事業年度においては、リスクアセスメントを行い、経営会議でリスク及びそのコントロールの方法等について協議を行いました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ② 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ③ 取締役会は、当社の経営計画を決議し、管理本部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
(当該体制の運用状況)
当社は、当事業年度において臨時のものも含め21回の取締役会を開催し、上記記載の運用をいたしました。

(5) 当社の業務の適正を確保するための体制

- ① 内部監査部門は、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
(当該体制の運用状況)
上記のとおり、運用いたしました。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
(当該体制の運用状況)
現状は、監査等委員会からその職務を補助すべき使用者を置くことを求められておりませんが、制度的に上記体制を確保できるようにしております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会より業務の補助の要請を受けた使用者は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
- ② 当該使用者の人事異動及び考課については、監査等委員会の同意を得るものとする。
(当該体制の運用状況)
現状は、監査等委員会から要望がないため、その職務を補助すべき使用者を置いておりませんが、実際に当該使用者を置くことになった場合は、上記体制が確保できるようにいたします。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、
その他の監査等委員会への報告に関する体制、当該報告をしたことにより不利益を受けないと
ことを確保するための体制

- ① 監査等委員は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- ② 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには速やかに監査等委員会に報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ④ 監査等委員会に報告を行ったことを理由として、報告者に不利益な取り扱いは行わない。

（当該体制の運用状況）

当社では、取締役会、経営会議以外の会議についても監査等委員の出席を可能とし、また、監査等委員会は、取締役、使用人に対して必要に応じ報告を求め、また必要な意見交換やヒアリングを実施し、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保しております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、法令に従い、公正性かつ透明性を担保する。
- ② 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ④ 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担で弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑤ 監査等委員会が、その職務の執行について費用の前払等を請求した場合は、当社は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これを拒否しない。

（当該体制の運用状況）

当社では、代表取締役社長とは3か月に1回程度、意見交換を、また、会計監査人及び内部監査部門とは3か月に1回程度、情報交換を行い、相互の意思疎通や連携を図っております。また、監査等委員会が監査業務に必要と判断した費用については、会社の費用負担で専門家等の意見を聴取できることを確保しております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方と整備状況

- ① 当社は、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス行動基準において、反社会的勢力の排除を宣言するとともに、反社会的勢力対応基本規程を制定し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制や反社会的勢力対応に関する基本的な事項を定める。

(当該体制の運用状況)

当社は、反社会的勢力排除の体制として、管理本部担当役員を当社全体の反社会的勢力対応の実施及び運用の責任と権限を有する反社会的勢力対応統括責任者、管理本部を反社会的勢力対応を統括する部署とし、反社会的勢力調査要領、反社会的勢力対応マニュアルにおいて、反社会的勢力と取引しないための取引先等の調査方法を定め、反社会的勢力のチェックを実施しております。

貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,646,806	流 動 負 債	122,609
現 金 及 び 預 金	1,459,661	未 払 金	8,385
売 掛 金	58,214	未 払 法 人 税 等	35,657
契 約 資 産	121,577	未 払 費 用	22,147
仕 掛 品	113	預 り 金	28,429
貯 蔵 品	20	そ の 他	27,988
前 払 費 用	4,468	負 債 合 計	122,609
そ の 他	2,750	(純 資 産 の 部)	
固 定 資 産	65,052	株 主 資 本	1,589,080
有 形 固 定 資 産	15,938	資 本 金	449,509
建 物	6,536	資 本 剰 余 金	440,509
工具、器具及び備品	9,402	資 本 準 備 金	440,509
無 形 固 定 資 産	22,408	利 益 剰 余 金	699,128
ソ フ ト ウ エ ア	22,408	利 益 準 備 金	3,375
投 資 そ の 他 の 資 産	26,705	そ の 他 利 益 剰 余 金	695,753
敷 金 及 び 保 証 金	21,462	繰 越 利 益 剰 余 金	695,753
繰 延 税 金 資 産	5,242	自 己 株 式	△67
資 産 合 計	1,711,858	新 株 予 約 権	169
		純 資 産 合 計	1,589,249
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,711,858

損益計算書

(2021年12月1日から)
(2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,048,089
売 上 原 価	582,310
売 上 総 利 益	465,778
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	281,008
営 業 利 益	184,770
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	13
助 成 金 収 入	1,495
そ の 他	86
	1,594
経 常 利 益	186,364
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	161
固 定 資 産 除 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	186,202
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	53,249
法 人 税 等 調 整 額	△1,569
当 期 純 利 益	134,523

株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から)
(2022年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	448,251	439,251	439,251	3,375	605,438	608,813
当 期 变 動 額						
新 株 の 発 行	1,258	1,258	1,258			
剩 余 金 の 配 当					△44,208	△44,208
当 期 純 利 益					134,523	134,523
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 变 動 額 合 計	1,258	1,258	1,258	－	90,314	90,314
当 期 末 残 高	449,509	440,509	440,509	3,375	695,753	699,128

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△67	1,496,248	210	1,496,459
当 期 变 動 額				
新 株 の 発 行		2,516		2,516
剩 余 金 の 配 当		△44,208		△44,208
当 期 純 利 益		134,523		134,523
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△41	△41
当 期 变 動 額 合 計	－	92,831	△41	92,789
当 期 末 残 高	△67	1,589,080	169	1,589,249

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 貯蔵品

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～20年

② 無形固定資産

・市場販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年）の残存期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

・自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主に組込みソフトウェア開発のコンサルティングの役務を提供しており、顧客との契約に基づいて、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、進捗部分について成果の確実性が認められる案件については工事進行基準を、その他の案件については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響もありません。1株当たり情報に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末時点で一定の期間にわたり充足される履行義務に係る売上高	110,524千円
-----------------------------------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の組込みソフトウェア開発のコンサルティングについては、顧客との契約に基づいて、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

収益総額、原価総額及び当事業年度末における進捗度を合理的に見積っておりますが、想定していなかった原価の発生等により当該見積りが変更された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

31,088千円

(2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	300,000千円
借入実行残高	—
差引額	300,000

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,947,300	16,500	—	2,963,800
合計	2,947,300	16,500	—	2,963,800
自己株式				
普通株式	55	—	—	55
合計	55	—	—	55

(注) 発行済株式の総数の増加16,500株は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年2月25日 定時株主総会	普通株式	44,208	15	2021年11月30日	2022年2月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年2月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	50,383	17	2022年11月30日	2023年2月28日

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 61,700株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は原則として行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金は、「与信管理規程」に沿ってリスクの低減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち78.1%が特定の大口顧客（上位3社）に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金及び預金、売掛金、契約資産は、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,210千円
その他	2,031千円
繰延税金資産合計	5,242千円
繰延税金資産の純額	5,242千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	0.4%
人材確保等促進税制による税額控除	△3.3%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.8%

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね單一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	60,770千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	58,214千円
契約資産（期首残高）	96,699千円
契約資産（期末残高）	121,577千円
契約負債（期首残高）	275千円
契約負債（期末残高）	8,402千円

貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に計上しており、契約負債は流動負債の「その他」に含めて計上しております。

契約負債は、顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、275千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引金額

当社は、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

536円17銭

(2) 1株当たりの当期純利益

45円56銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月11日

株式会社エクスマーション
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 穎
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 吉 村 仁 士
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エクスマーションの2021年12月1日から2022年11月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月20日

株式会社エクスモーション 監査等委員会

監査等委員 水 谷 幸 二 印

監査等委員 甲 斐 素 子 印

監査等委員 中 村 渡 印

(注) 監査等委員水谷幸二及び中村渡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

■ホームページのご案内 ■



The screenshot shows the homepage of the Exmotion corporate website. At the top, there is a navigation bar with links for "HOME", "EXMOTION", "EXMOTION GROUP", "INVESTORS", "IR INFORMATION", "CONTACT", and "SEARCH". Below the navigation bar, there is a large banner with the text "Exmotion" and "EXMOTION GROUP". The main content area features several sections with icons and Japanese text:

- 会社情報** (Corporate Information): Includes icons for the company logo, financial reports, and a book.
- IR情報** (IR Information): Includes icons for a bar chart and a document.
- IRライブラリー** (IR Library): Includes an icon of a book.
- 概要について** (About Us): Includes an icon of a person working at a desk.
- 取締役一覧** (List of Directors): Includes an icon of a document.
- よくある質問** (FAQ): Includes an icon of a laptop.

Below these sections, there are two additional rows of icons and Japanese text:

- 会社概要** (Company Profile): Includes an icon of a person working at a desk.
- IR情報** (IR Information): Includes an icon of a bar chart.
- IRライブラリー** (IR Library): Includes an icon of a book.
- 概要について** (About Us): Includes an icon of a person working at a desk.
- 取締役一覧** (List of Directors): Includes an icon of a document.
- よくある質問** (FAQ): Includes an icon of a laptop.

当社のHPでは、会社情報、IR情報等様々な最新情報を掲載しております。
ぜひ、ご覧ください。

<https://www.corporate.exmotion.co.jp/>

株主総会会場ご案内図

会 場 大崎ブライトコア 3階「大崎ブライトコアホール」
東京都品川区北品川五丁目5番15号 TEL 03-5447-7130 (代表)

交 通 JR 山手線・JR 埼京線・JR 湘南新宿ライン・りんかい線……「大崎駅」新東口（南改札）から徒歩約5分



[お願い]

*ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、会場、開始時刻の変更等、各種対応を更新する場合がございます。当社ウェブサイト (<https://www.corporate.exmotion.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。
- ・ご来場を検討されている株主様は、当日までの健康状態を十分ご確認のうえ、マスク着用やアルコール消毒液の利用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温させていただく予定です。発熱が認められた方や、体調不良と見受けられる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

1 南改札口を出て左手、新東口へ

南改札Aを出て左手、新東口B方面へとお進みください。

2 1階に降りてください

正面に見えるエレベーターC、または左奥に設置されたエスカレーターDで1階に降りてください。

※エレベーターCをご利用の際は、1階に降りたらUターンしてください。

3 小関橋を渡り、さらに直進してください

1階に降り、そのまま直進すると川が見えてきます。

小関橋を渡り、さらに直進してください。

4 セブンイレブンが1階に入ったビルの3階になります

直進するとスターバックスコーヒーが左手に見えてきます。小関橋交差点を渡り、セブンイレブンが1階に入ったビルの3階が「大崎ブライトコアホール」です。

株主総会ご出席の皆様への
お土産のご用意はございません。
あらかじめご了承ください。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。